

相 談 事 例

ID : 04-01-008

相談タイトル

建築物（不動産）の登記上の所有者変更（名義変更）について

Q：ご相談内容

共有で持っている建築物の名義変更が必要になるが、手続きは自分でも出来るか。もし手続きを依頼する必要がある場合は、誰に依頼すればいいか。また、住宅ローンについても債務者の名義変更を行わなくてはならないが、何処に連絡すれば良いのか。

A：回答

登記手続について一定の理解があれば、登記名義人の変更についてはご自身でも手続きは可能ですが、必要な書類等がありますので、事前に法務局に相談され確認することをお勧めします。もし登記の名義変更手続を依頼することになれば、司法書士に依頼するケースが多いです。依頼することになると費用が発生しますので、費用面についても事前に確認のうえ依頼することをお勧めします。住宅ローンについては契約している金融機関に連絡し、手続について確認して下さい。